

# 最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務委託に係る募集要項

## 1 趣 旨

平成25年から平成27年の3か年にかけて実施された生活保護基準の引下げ改定に関して、令和7年6月に言渡しのあった最高裁判所判決において、国が当時実施した基準改定の手続に瑕疵があり違法と判断されたことを受けて、国において再検証された基準に基づき、生活保護費の追加給付を行うことから、給付にかかる申出の受付、書類審査、市民等からの電話に対応するためのコールセンターの運営等、一連の業務の受託事業者の選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

## 2 業務の概要及び基本事項

(1) 名称

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務委託

(2) 契約期間

契約締結日（令和8年4月中）から令和9年3月末日まで（予定）

(3) 業務の内容

別紙1「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務委託実施仕様書」のとおり

(4) 委託費（上限額）

370,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払条件

委託料は原則として、契約期間満了後、受託者の請求により支払います。ただし、受託者の財務状況により、前金払とする場合があります

## 3 参加資格

本募集に応募する資格を有する者は、本募集要項に定める内容を十分に理解し、委託仕様書の内容について、責任をもって実現する意思があり、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること

- (6) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、コンソーシアム構成員の全員が(1)～(5)を満たすこと

#### 4 参加申請

- (1) 申請期限

令和8年3月18日（水）午後5時【必着】

- (2) 提出場所

「11 問合せ先」に記載の場所又はメールアドレス

- (3) 申請方法

別紙2「参加申請書」を提出してください。なお、電子メールの場合は、件名に「【申請】最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務委託」と記載してください。

#### 5 本企画提案募集に関する質疑及び回答

- (1) 質疑者の資格

質疑の提出は、参加申請者に限るものとします。

- (2) 質疑受付期限

令和8年3月18日（水）午後5時【必着】

- (3) 質問方法

質問は、「11 問合せ先」に記載するメールアドレスに、件名に「【申請＋質問】最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務委託」と記載したうえで、電子メールで送付してください。電話での質問は一切受け付けません。

- (4) 回答

令和8年3月24日（火）までに、参加申請者に全員に対し電子メールで回答します。

#### 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和7年3月27日（金）午後5時【必着】

※ 上記期限以降は受け付けません。

- (2) 提出場所

「11 問合せ先」に記載の場所

- (3) 提出書類及び提出部数

ア 参加資格を満たすことを証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）  
本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を1部提出してください。ただし、該当しない場合は不要です。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書（国税等） ※1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※1
- ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（様式1） ※2
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式2）

※1 申請書日前3か月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※2 誓約書の記載に当たっては、京都市情報館（本市ホームページ）で「京都市暴力団排除条例施行規則」をサイト内検索し、当該ページの「誓約書（第1号様式）」を利用すること。

イ 企画提案書（任意様式）、見積書及び経費内訳書

- ・ 使用印鑑を押印したもの 1部
- ・ 使用印鑑を押印しないもの 7部

※ 企画提案書は別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

ウ コンソーシアム協定書

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間における別紙4「コンソーシアム協定書」を提出してください。

エ 再委託申請書

一部業務の再委託を予定している場合は、別紙5「再委託承諾申請書」を提出してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

(5) 注意事項

ア 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格となることがあります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

- ・ 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

## 7 受託候補者の選定及び結果の発表

(1) 選定方法

審査委員が提出書類及びプレゼンテーションの評価を行い、各委員の評価点の平均点を最終評価点として提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定します。

ただし、評価点の平均点が240点を上回った者がいない場合は、受託候補者を選定しません。また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとします。

○ 審査委員（委員は変更となる可能性がある）

所 属 名		
保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	生活福祉担当部長
保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	保護課長
保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	担当課長
保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	保護係長
保健福祉局	福祉のまちづくり推進室	担当係長

(2) 選定基準

別紙6「選定基準」参照

(3) 企画提案書等に関するプレゼンテーション

・ 日時

令和8年4月3日（金）（予定）

※ 詳細については、後日参加者に通知します。

・ 実施場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所会議室（予定）

・ 内容

提案者による説明20分程、委員からの質問20分程度

・ 注意事項

ア 応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いて、プレゼンテーションの対象となる提案者の選考を行う場合があります。当該書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知します。

イ 原則として、プレゼンテーションに参加しなかった者又は指定の時間に10分以上遅刻した者は、選定の対象外となります。

ウ パソコンを使用する場合は、提案者が持参してください。

(4) 選定結果

選定結果は、全ての参加者に対して電子メール及び書面により、プレゼンテーション実施後1週間後を目途に通知します。また、受託候補者の名称及び本プロポーザルに参加した全事業者の評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表します。なお、選定結果に対する異議申立ては、一切認めません。

## 8 業務委託契約の締結について

(1) 契約手続等

選定された受託候補者の提案内容を踏まえ、協議のうえ契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が、契約の締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合や、情報セキュリティの確保等、履行能力に欠けると認められる場合等、受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

(2) 本企画提案者参加者間における下請負等の禁止

本企画提案において選定された受託候補者（コンソーシアム及び再委託における構成員を含む。以下「契約者」という。）に対し、受託候補者に選定されなかった参加者（コンソーシアム及び再委託における構成員を含む。以下「非契約者」という。）が、契約の履行に必要な物件又は役務を供給することを禁止します。

ただし、契約者が、非契約者以外の者を経由して非契約者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非契約者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書により本市の承諾を得たときを除きます。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払計画、金額等については、本市と協議のうえ決定します。

## 9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、契約者を変更することがあります。  
また、その場合、既に支払った委託料の返還を求めます。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (2) 契約の履行に当たり重大な瑕疵がある場合
- (3) 事務遂行の意思が認められない場合
- (4) 事務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

## 10 その他留意事項

### (1) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ア 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- イ 本企画提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
- ウ 本企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- エ 本企画提案に対して、2つ以上の代理人をしたとき
- オ 見積書の金額、住所、氏名、印影又は重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽があったとき
- カ その他、本市が提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

### (2) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に、提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失います。

### (3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- イ 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。  
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- エ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
- オ 全ての提出書類は、返却しません。
- カ 本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこととします。
- キ 契約期間終了後においても、本事業に係る国等の会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託者は協力することとします。
- ク 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。

## 11 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保護担当（担当：清水、谷口）

電話 075-222-3535

メール [chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp)